

お勤め(給与所得者)の皆様へ

平成29年度から
給与所得者の方の
個人住民税は
原則 **特別徴収**
となります。



今まで、お勤め先の給与から個人住民税が特別徴収(給与から差し引き)されておらず、ご自身で納税(普通徴収)されていた方は、平成29年6月以降の給与から、原則として特別徴収に変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※多くの事業主の方は、既に個人住民税の特別徴収を実施されています。
このため、現在給与から特別徴収されている方は、従来どおりの取り扱いで変更はありません。

特別徴収のメリット

1回あたりの納税額が 少なくなります

普通徴収では年4回の納税ですが、特別徴収では12回に分割して毎月の給与から差し引かれますので、年税額は変わりませんが、1回あたりの納税額が少なくなります。

納税の手間が 省けます

毎月の給与から差し引かれるため、金融機関等へ納税に出向く手間が省けます。また、納期限を気にする必要がなくなり、納め忘れも無くなります。

福岡県と県内全市町村では、現在、給与所得者の個人住民税について、特別徴収に切り替える取組を進めています。

特別徴収制度の流れ



個人住民税の特別徴収 Q&A

Q¹ パートやアルバイトも特別徴収の対象となるのですか？

A¹ 原則として、パート、アルバイト、役員等全ての従業員の方が特別徴収の対象となります。
ただし、既に退職された方や給与の支払いのない月がある方など、毎月の給与から特別徴収(給与から差し引き)できない方は除きます。

Q² 特別徴収と普通徴収(個人納付)のいずれかを選択できるのではないですか？

A² 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収は、地方税法(第321条の3)に定められたものであり、従業員の方々の希望により「普通徴収」を選択することができる制度ではありません。

Q³ 給与所得以外に営業所得があり確定申告をしました。営業所得分に係る個人住民税についても給与からの特別徴収となるのですか？

A³ 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る個人住民税については、確定申告書第2表又は個人住民税申告書の徴収(納税)方法の選択欄で、「自分で納付」を選択し申告することで、個人での納付(普通徴収)とすることができます。※徴収(納税)方法の選択について記載がない場合は、給与からの特別徴収となります。

この取組に関するお問い合わせ先 ◎福岡県税務課(個人住民税徴収機動班)

TEL 092-643-3049 FAX 092-643-3069

詳しくは、福岡県のホームページをご覧ください。

福岡県 特別徴収推進

検索

個人住民税をはじめとする市町村税や県税は、県民の皆さまの豊かで健康な暮らしのために使われています。